

鉄道事業許可申請について

弊社は本日（3月27日）、北海道新幹線の開業に伴いJR北海道が経営分離を予定している江差線（五稜郭・木古内間）を引継ぎ、鉄道事業を行うため、鉄道事業法第4条に基づき国土交通省に許可申請をしました。

【申請内容の概略】

- ・事業者名 道南いさりび鉄道株式会社
- ・予定路線 道南いさりび鉄道線 ※ 現在のJR江差線（五稜郭・木古内間）
- ・キロ程 37.8 km
- ・事業の種別 第一種鉄道事業者
- ・業務の範囲 旅客輸送
- ・開業日 平成27年度末（北海道新幹線開業日）

【これまでの経緯】

- ・平成24年5月23日 道南地域並行在来線対策協議会において、地域交通の確保方策として、事業形態を第三セクター鉄道方式とすることを決定
- ・平成26年7月15日 道南地域（五稜郭・木古内間）第三セクター鉄道開業準備協議会において、「北海道道南地域（五稜郭・木古内間）並行在来線経営計画」を策定
- ・平成26年8月1日 「北海道道南地域並行在来線準備株式会社」設立
- ・平成26年10月1日～11月23日 会社名の公募
- ・平成27年1月1日 「道南いさりび鉄道株式会社」に商号変更

【今後の予定】

平成27年夏頃に本社を函館市に移転し、上限となる運賃の認可申請と実際の運賃の届出や、列車の運行計画（ダイヤ）の届出といった手続きを経て、平成27年度末の開業を目指します。

【お問い合わせ先】

道南いさりび鉄道株式会社 経営企画部 総務課
〒060-0003 札幌市中央区北3条西6丁目1番地 北海道庁1階
TEL. 011-252-9501（お問い合わせは、平日の8:45～17:30）
URL: <http://www.hd-r.jp/index.html>（会社概要はホームページに掲載）

※リリース先（同日配布） 道政記者クラブ、渡島道政記者会

■ 鉄道事業許可申請とは

鉄道事業の経営を行うためには、鉄道事業法に基づき、国土交通大臣の許可を得る必要があります。ＪＲ北海道が経営分離を予定している江差線（五稜郭・木古内間）を引継ぎ運営するための許可申請を行いました。

鉄道事業法（抜粋）

第三条（許可）

鉄道事業を經營しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

＜以下略＞

第四条（許可申請）

鉄道事業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 予定する路線
- 三 經營しようとする鉄道事業の種別
- 四 業務の範囲を旅客運送又は貨物運送に限定して許可を受けようとする場合には、その旨
- 五 期間を限定して許可を受けようとする場合には、その期間
- 六 鉄道事業の種別ごとに、国土交通省令で定める鉄道の種類、施設の概要、計画供給輸送力その他の国土交通省令で定める事業の基本となる事項に関する計画（以下「事業基本計画」という。）
- 七 その事業の開始のための工事の要否
- 八 第一種鉄道事業を經營しようとする場合であって、鉄道線路の譲渡を受け、又は鉄道線路を使用させるときは、その旨並びにその相手方の氏名又は名称及び住所

■ 第一種鉄道事業者とは

第一種鉄道事業は、自社が保有する鉄道で旅客または貨物を運ぶ事業です。

「道南いさりび鉄道」では、ＪＲ北海道から江差線（五稜郭・木古内間）の鉄道施設を引き継いで自らこれを所有して旅客運行をするとともに、ＪＲ貨物（第二種鉄道事業）に鉄道線路を使用していただきます。

路線図(概略)

